

一般社団法人日本スポーツ医学検定機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本スポーツ医学検定機構と称する。英文ではJapanese Certification of Sports Medicine (略称SPOMED) とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、スポーツ医学への関心を高め、その知識を広めることで、スポーツ外傷・障害の予防およびスポーツ外傷・障害からの復帰へと役立て、スポーツの発展および社会文化の向上に貢献することを目的とする。その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ医学に関する検定事業
- (2) スポーツ医学に関する教育事業
- (3) スポーツ医学の普及に関する事業
- (4) スポーツ医学の進歩を推進する研究などへの助成事業
- (5) スポーツの振興や普及に関する事業
- (6) スポーツ競技力向上に関する事業
- (7) 各種関連団体との連携
- (8) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第9条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事の選任
- (2) 理事の報酬など
- (3) 事業報告および収支決算に関する事項
- (4) 事業計画および収支予算に関する事項
- (5) 理事会において総会に付議する事項
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分

(8) その他法令又はこの定款で定められた事項

第4章 社員総会以外の機関

(役員を設置)

第10条 当法人には理事会及び監事をおく。

理事 3名以上7名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とする。

監事 2名以内

(役員を選任)

第11条

理事は社員総会の決議により選任する。

代表理事は理事会の決議によって、理事の中から選任する。

(役員を解任)

第12条

理事は次のいずれかに該当する時は社員総会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がある場合

(理事の職務および権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(役員報酬など)

第14条 役員に対して、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。その額については、社員総会の決議により定める。

(顧問など)

第15条 当法人に若干名の顧問を置く。

顧問は理事長の相談により、意見を述べることができる。

理事会は正当な理由により、顧問を取り消すことができる。

第5章 理事会

(構成および権限)

第16条 理事会はすべての理事をもって構成する。

2. 理事会は次の職務を行う。

- (1) 業務執行に関する規定の制定、変更および廃止
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長の選任および解任

(招集)

第17条 理事会は理事長が招集する。

- (1) 理事会は毎事業年度、最低2回開催するものとする。
- (2) 理事の職務の執行の監督

(議長)

第18条 議長は代表理事が務める。

(決議)

第19条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議とする。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(議事録)

第20条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 計算

(事業年度)

第21条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(剰余金の不分配)

第22条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 解散

(残余財産の帰属)

第23条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。